

アルバイトを紹介できない業務

区分	具体例	理由および参考事例
危険を伴うもの	①プレス、旋盤、裁断機等の工作機械の操作 ②警備員 ③高電圧、高圧ガス等危険物の取扱い ④自動車、単車等の運転を要する配達 ⑤線路内や白線引き、交通整理などの路上作業 ⑥土木・水道工事等の現場作業 ⑦建築現場作業、建物倒壊、解体作業、高所作業	責任のない軽微作業は除く ①危険事故が伴う。 ②会場整理、誘導、受付は除く。 ③免許を必要とする。危険度が高い。 ④交通状況から危険度も高く、事故の場合の経済的、精神的負担が重く刑事責任を負うことも予想される。 ⑤⑥危険事故が伴う。 ⑦落下物、転落等の危険度が高い。(内装工事は除く)
人体に有害なもの	①農薬、劇薬等有害薬物の扱い ②高温、低温の作業 ③粉塵、粉末、有毒ガス等を取り扱う作業	健康上、人体に有害と考えられる。
教育上好ましくないもの	①風俗営業 ②出来高払いの作業 ③職業の仲介あつせん ④マルチ・ネズミ講商法に関すること ⑤街頭でのチラシ配り、ポスター貼り ⑥訪問販売、勧誘 ⑦競馬、競輪、競艇等のギャンブル場内の現場作業 ⑧選挙に関係する業務 ⑨スパイ行為に類する調査 ⑩男子の長期継続深夜作業、女子の住込と夜間作業	②労働基準法27条 ③職業安定法の趣旨に反する。 ④無限連鎖講の防止に関する法律参照。 ⑤内容的に問題が多く無許可の場合有り。 ⑥トラブルの原因になることが多い。 ⑧特定の政党や候補者の応援は不適切。
その他のぞましくないもの	①労働条件が不明確な業務 ②長期に宿泊を必要とする業務 ③人命に関することが予想される業務 ④岐阜市周辺以外での作業 ⑤人員の限定を条件とすること ⑥宗教の布教に関する活動 ⑦その他大学が不適切と思量された業務	①賃金、時間、場所、労働内容、支払い方法等が明示されていないもの。 ③無資格の水泳指導員、監視員等。 ⑤例えば、10人中1人でも欠けると他の9人を不採用とするようなもの。
労働時間帯	平日 原則 17時から22時の間の時間 土曜日・日曜日・祝日・ 夏季休暇中(8月1日～9月30日) 冬季休暇中(12月25日～1月10日) 原則 8時から22時の間の時間	学業優先のため